

平成 13 年度末の合併処理浄化槽の整備状況について

平成 13 年度末における合併処理浄化槽の汚水処理施設整備人口は 965 万人であり、平成 12 年度末の施設整備人口と比較して 51 万人、率にして 5.5%増加した。

また、合併処理浄化槽に係る整備人口の総人口に対する割合（整備率）は、7.6%であり、平成 12 年度末の整備率（7.2%）と比較して 0.4%の増加であった。

合併処理浄化槽は、主に各戸ごとに設置され、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水とを併せて処理する浄化槽である。その特長としては、下水道の二次処理と同等の水質が得られ、極めて短期かつ比較的安価に設置できること等が挙げられ、家屋が散在する地域における生活排水対策の有効な手段である。

なお、合併処理浄化槽と異なり、し尿のみを処理する単独処理浄化槽があるが、この単独処理浄化槽は汚水処理能力が低く、更に生活雑排水が未処理のまま河川等へ放流されるため、生活環境の保全上の問題が多い。このため、平成 12 年 6 月に浄化槽法が一部改正され、昨年 4 月 1 日から単独処理浄化槽の新設が原則廃止となった。これにより、さらに水環境保全へ寄与できるものと考えている。

1. 汚水処理施設及び合併処理浄化槽の整備状況

環境省、農林水産省及び国土交通省の三省は、平成 8 年度より合同して汚水処理施設（三省がそれぞれ所管する合併処理浄化槽とコミュニティ・プラント、農業集落排水、下水道）の整備状況を公表している。

平成 13 年度末の汚水処理施設に係る整備人口は 9,326 万人、整備人口の総人口に対する割合（整備率）は、73.7%であった。このうち、合併処理浄化槽に係る整備人口は 965 万人、整備人口の総人口に対する割合（整備率）は、7.6%であった。（表 1、図 1 参照）

なお、都道府県別の合併処理浄化槽及びコミュニティ・プラントの整備状況を表 2 に示す。

2．合併処理浄化槽の特長（図2参照）

合併処理浄化槽は、家庭の生活排水（し尿及び雑排水）を、主として各戸ごとに処理し、近傍の公共用水域等に放流するものであるが、その特長は次のとおりである。

(1) 処理性能は、下水道終末処理場の二次処理と同等である

- ・生物化学的酸素要求量（BOD）の除去率 90%以上
- ・放流水の BOD が 20mg/l 以下

(2) 設置費用は 5 人槽で 90 万円程度と比較的安価である。

(3) 設置に要する期間は 1 週間から 10 日程度であり、投資効果の発現が極めて早い。

(4) 地形の影響を受けることなく、ほとんどどこにでも設置できる。

(5) 小河川の自然浄化能力を活用できるとともに、河川の水量確保に資する。

3．合併処理浄化槽の設置整備（図3参照）

環境省は、昭和 62 年に合併処理浄化槽設置整備事業を創設し、合併処理浄化槽を設置しようとする住民に対し、設置費用の補助を行っている市町村を対象に補助を行ってきた。

また、平成 6 年度からは、市町村自らが設置主体となり合併処理浄化槽の面的整備を推進する事業（特定地域生活排水処理事業）を創設した。本事業は、市町村による確実な維持管理が行われることなどから、環境省として事業の推進に努めているところである。

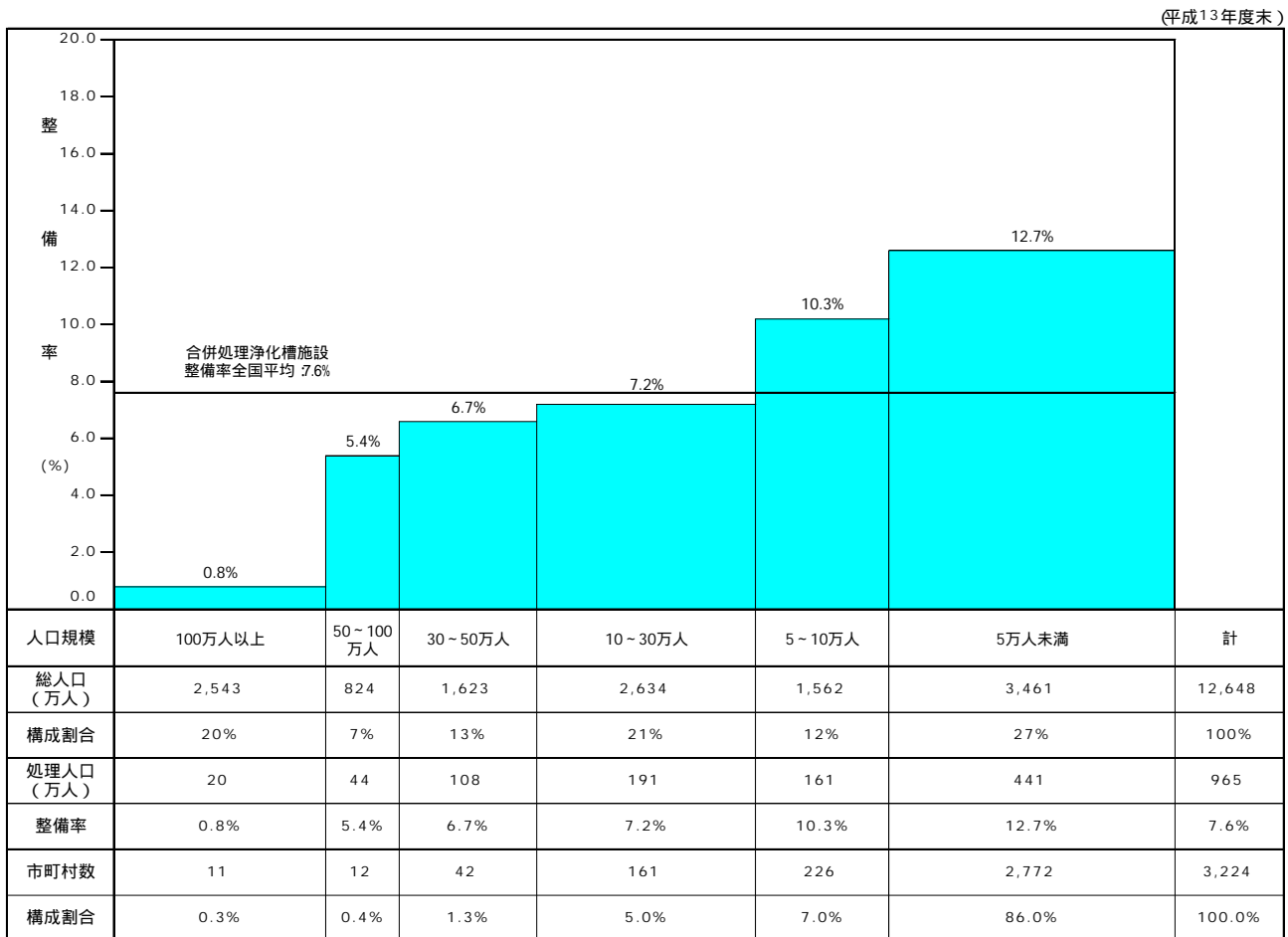
本事業の実施市町村は、平成 13 年 9 月現在、82 市町村であったものが、平成 14 年度当初、118 市町村に増加している。（表3参照）

[表1] 平成13年度末の合併処理浄化槽の整備人口及び整備率

	平成13年度末	平成12年度末	H12	H13
			増加分	増加率
整備人口	965万人	914万人	51万人	5.5%
整備率	7.6%	7.2%	0.4%	-

(注) 1. 整備率とは、整備人口の総人口に対する割合とする。

2. 整備人口は1万人未満を四捨五入した。



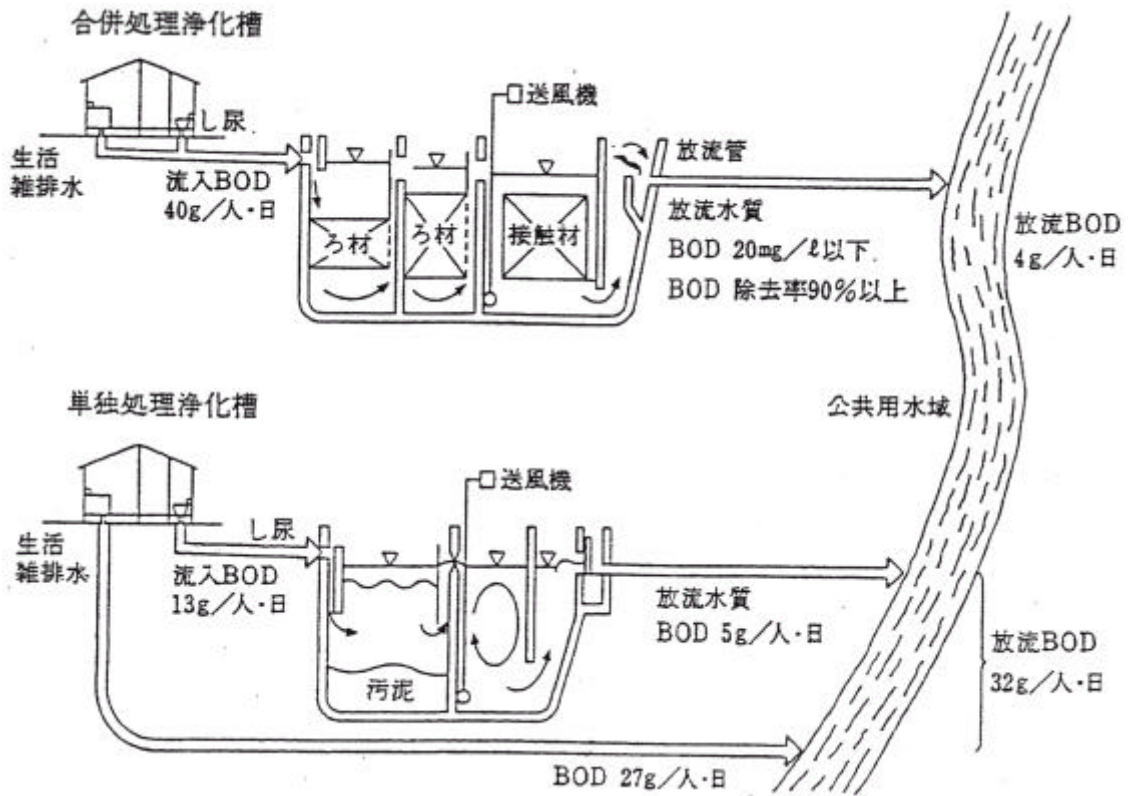
(注) 1. 総市町村数3224の内訳は、市：674、町：1986、村：564（東京都区部は市に含む）
2. 総人口、整備人口は1万人未満を四捨五入した。

[図1] 都市規模別合併処理浄化槽整備率

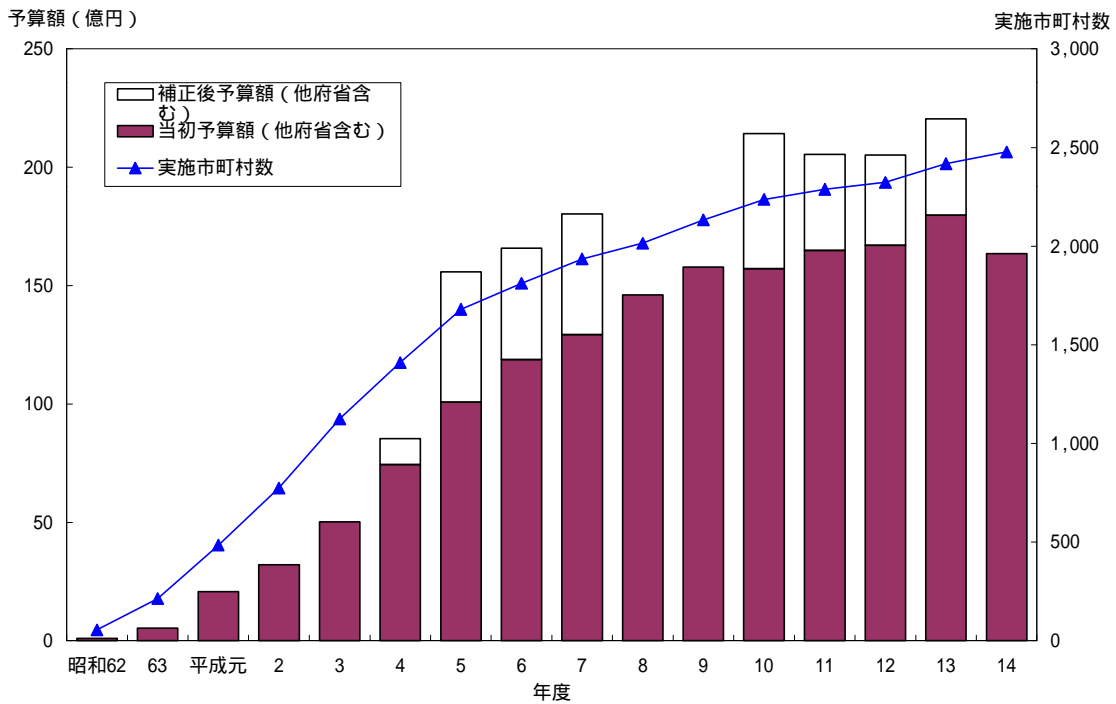
[表2] 平成13年度末の都道府県別の合併処理浄化槽
及びコミュニティ・プラントの整備状況

都道府県	汚水処理施設 整備率	合併処理 浄化槽整備率	コミュニティ・ プラント整備率	都道府県	汚水処理施設 整備率	合併処理 浄化槽整備率	コミュニティ・ プラント整備率
北海道	87.1%	2.0%	-	滋賀県	87.8%	9.5%	-
青森県	52.0%	3.8%	0.1%	京都府	86.3%	2.6%	0.0%
岩手県	53.2%	8.4%	1.0%	大阪府	88.2%	3.8%	0.0%
宮城県	75.6%	4.4%	1.4%	兵庫県	91.7%	3.9%	1.2%
秋田県	53.8%	5.4%	-	奈良県	69.0%	7.7%	0.4%
山形県	66.5%	6.7%	-	和歌山県	29.2%	15.5%	-
福島県	52.3%	13.1%	0.2%	鳥取県	67.5%	5.3%	0.7%
茨城県	62.9%	14.1%	0.3%	島根県	47.0%	7.7%	1.1%
栃木県	60.4%	8.3%	0.2%	岡山県	59.3%	16.3%	0.2%
群馬県	54.2%	9.2%	1.5%	広島県	70.0%	9.9%	0.0%
埼玉県	78.7%	9.2%	0.3%	山口県	64.0%	12.2%	0.0%
千葉県	72.3%	13.6%	0.2%	徳島県	29.4%	16.3%	0.7%
東京都	97.8%	0.4%	0.0%	香川県	46.8%	15.0%	0.1%
神奈川県	94.3%	1.9%	0.0%	愛媛県	51.5%	12.6%	0.4%
新潟県	57.6%	3.7%	0.2%	高知県	46.9%	20.0%	1.1%
富山県	75.2%	5.0%	0.7%	福岡県	75.5%	8.5%	0.8%
石川県	70.2%	3.2%	0.7%	佐賀県	46.6%	12.6%	0.1%
福井県	71.4%	5.5%	0.0%	長崎県	58.7%	10.9%	0.8%
山梨県	55.4%	9.5%	0.9%	熊本県	61.2%	8.7%	0.3%
長野県	77.6%	8.5%	0.2%	大分県	50.6%	13.0%	0.0%
岐阜県	67.5%	11.6%	0.6%	宮崎県	56.3%	13.3%	0.4%
静岡県	55.9%	9.0%	0.9%	鹿児島県	52.1%	16.2%	0.2%
愛知県	69.8%	10.6%	0.1%	沖縄県	65.5%	6.8%	-
三重県	57.2%	24.6%	0.3%	全国計	73.7%	7.6%	0.3%

(平成12年度末 71.4% 7.2% 0.3%)



[図 2] 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の比較



[図 3] 補助事業実施市町村と国庫補助金の推移

[表3] 平成14年度特定地域生活排水処理事業実施市町村

平成14年3月29日現在

都道府県名	市町村名	新規
岩手県	葛巻町 東和町 胆沢町 衣川村 大東町 東山村 川崎村 大野村 浄法寺町	
宮城県	一迫町 迫町 北上町	
秋田県	二ツ井町 比内町 皆瀬村 西仙北町 東成瀬村 阿仁町 角館町 平鹿町 稲川町	
山形県	高畠町 酒田市 平田町 温海町	
福島県	三島町 会津若松市 金山町	
茨城県	里美村 緒川町	
栃木県	黒羽町	
群馬県	万場町 南牧町 吾妻町 上野村 中之条町 藤岡市 昭和村 高山村	
埼玉県	大滝村 西秩父衛生組合	
千葉県	睦沢町	
東京都	青ヶ島村 (離島分)	
新潟県	出雲崎町 山古志村 六日町 能生町	
富山県	砺波町	
石川県	富来町 内浦町	
福井県	美山町	
山梨県	三富村 牧丘町 道志村 大和村	
長野県	高遠町 長谷村 南木曾町 四賀村 坂北町 麻績村 生坂村 信州新町 鬼無里村 中条村 栄村	

都道府県名	市町村名	新規
三重県	飯南町 飯高町 宮川村 南島町	
奈良県	黒滝村 天川村	
和歌山県	高野町 日高町	
鳥取県	日南町 溝口町	
島根県	大東町 瑞穂町 頓原町 八雲町 木次町 掛合町 邑智町 海士町 (離島分)	
岡山県	哲西町 神郷町 新見市 湯原町	
広島県	甲田町 吉田町 高宮町 布野町 大和町 君田村	
山口県	周東町	
香川県	高瀬町 三野町 仲南町	
愛媛県	中山町 八幡浜市 弓削町 (離島分)	
高知県	東津野村 土佐町	
福岡県	杷木町 城島町	
長崎県	野母崎町	
熊本県	田浦町 新和町 苓北町 南小国町 東陽村 菊水町 泉村 天草町 倉岳町	
大分県	蒲江町 緒方町	
鹿児島県	財部町	

(27) (82)

32県 118市町村

- 注) は平成13年度から実施予定の市町村
 は平成13年度から再び実施
 () 書きは平成13年度実施の市町村
 は平成14年度から実施予定の市町村
 は平成14年度から再び実施

(参考)

平成 13 年度末の処理施設別汚水処理施設整備状況

処 理 施 設 名	汚水処理施設整備人口 (単位：万人)
下水道	8,032
農業集落排水施設等 漁業集落排水施設 林業集落排水施設 簡易排水施設 を含む	290
合併処理浄化槽	965
内、特定地域生活排水処理事業等分	66
内、合併処理浄化槽設置整備事業分	345
上記以外（合併処理浄化槽）	554
コミュニティ・プラント	40
汚 水 処 理 施 設 整 備 人 口 計	9,326
整 備 率	73.7%
総 人 口	12,648

- (注) 1. 整備人口は 1 万人未満を四捨五入しているため、各施設の処理人口の和と汚水処理施設整備人口計が合わないことがある。
2. 「構造改革のための経済社会計画 (H7.12.1)」に掲げられた社会資本の整備目標においては、「排水が公的主体により衛生処理される人口の割合（総人口のうち、下水道、コミュニティ・プラント、集落排水施設等により排水が衛生処理されている人口の割合）が、2000 年度（平成 12 年度）には 7 割を超える程度とされているがこの考えに基づく平成 13 年度末の整備率は 66.6%である。